

## 周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務プロポーザル 実施要領

### 1 目的

この実施要領は、周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務

#### (2) 業務の目的

周南市の小中学校特別教室及び管理教室を対象とする空調設備の整備と、並行して実施を検討している小中学校施設の照明のLED化について「民間資金との活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく事業手法（以下「PFI事業」という。）の導入可能性調査（PFI事業等の導入可能性を検討するためのVFM算定や民間事業者の意向調査）を行い、併せて必要となる調査・検討及び資料作成等を行うことで円滑な事業実施を推進することを目的とします。

#### (3) 業務内容

別添の「周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務 仕様書」のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

#### (5) 履行場所

周南市内

#### (6) 業務に要する費用（提案上限額）

金14,719,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「調査・研究（設計関係を除く）」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者かつ受けることが明らかでない者。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

### 4 参加手続

#### (1) 実施要領・仕様書等の確認

##### ① 公告日

令和6年4月16日（火）

##### ② 公告方法

周南市公式ホームページ

##### ③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能。また、教育委員会教育政策課でも配布します。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

#### (2) 参加表明書等の提出

##### ① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

##### ② 提出期限

令和6年5月8日（水）17時必着

##### ③ 提出場所

周南市教育委員会 教育政策課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

##### ④ 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※ 郵送による場合は、書留郵便とすること。

- ⑤ 提出部数  
提出書類各1部
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリング実施対象者の選定  
応募者が5者未満の場合は、全ての応募者をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。また、応募者が5者以上の場合は、同種業務実績件数（PFI導入可能性調査又はPFIアドバイザー業務）の多い方から4者程度をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。応募者に同種業務実績件数を同じくする者がある場合は、空調設備整備に関する同種業務実績件数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定する。空調設備整備に関する同種業務実績件数を同じくする者がある場合は、業務実施体制において業務に従事する者の数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定する。
- ⑦ 参加資格確認及びヒアリング実施対象者選定結果  
参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書を令和6年5月10日（金）に郵送で通知します。

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

質問は、質問票（様式3）によるものとし、電子メールにより提出してください。市からメール受信の返信を行います。1日たっても返信がない場合、ご面倒ですがお知らせください。

### (2) 受付期間

#### ① 参加表明及び実施要領に関すること

令和6年4月17日（水）9時から令和6年4月23日（火）17時までとします。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

#### ② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること

令和6年4月17日（水）9時から令和6年5月8日（水）17時までとします。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

### (3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

教育政策課 E-mail : ed-seisaku@city.shunan.lg.jp

教育政策課 電話番号：0834-22-8533（ダイヤルイン）

### (4) 回答方法

#### ① 参加表明及び実施要領に関すること

令和6年4月25日（木）17時以降に周南市公式ホームページに掲載します。

② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること  
令和6年5月10日（金）に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するすべての参加資格適合者に対して、電子メールにより行います。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する参加資格適合者（参加資格審査結果通知書において参加資格を有すると認められた者）以外からの質問には回答しません。

(5) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び実施要領並びに企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関する事項に限るものとします。評価に係る質問は一切受け付けできません。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。  
なお、作成に当たっては、「企画提案書等作成要領」を参照してください。

- ① 企画提案書表紙（様式4）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 参考見積書及び内訳書（任意様式）  
業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。
- ④ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可）
- ⑤ 業務実施体制（様式5）
- ⑥ 管理技術者の経歴（様式6）
- ⑦ 担当技術者の経歴（様式7）
- ⑧ 履行実績調書（様式8）

(2) 提出期間

令和6年5月13日（月）から令和6年5月24日（金）まで  
（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

(3) 提出場所

周南市教育委員会 教育政策課  
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

郵送または持参（郵送による場合は、書留郵便とすること。）

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本6部とします。

7 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

- ① 実施場所  
別途通知します。
- ② 実施日時  
令和6年5月30日（木）（予定）  
※正式な日程・時間等は別途通知します。
- ③ 実施時間  
企画提案の持ち時間は25分以内、評価者からの質疑応答を25分以内、1提案者当たり50分以内とします。
- ④ 出席者  
4名以内（原則業務実施体制に記載の者とするが、業務実施体制に記載された社及び外部協力会社から1名参加してもよい）
- ⑤ その他
  - ・プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章・図・表・画像・スケッチ等）を基に項目順に説明することとします。
  - また、当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とします。
  - なお、提案の説明に要するパソコン等の機材は提案者で用意することとします。ただし、プロジェクター、スクリーンは本市で用意します。
  - ・企画提案書にない新たな提案や追加資料の配布は認めません。

## (2) 受託候補者の選定

- ① 評価会の設置  
企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務プロポーザル評価会」が行います。
- ② 評価方法  
業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。
- ③ 受託候補者の決定  
各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者とします。  
なお、同点の場合は、評価項目の「提案内容の適格性」に係る評価点の高い者を受託候補者とし、それでもなお同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。
- ④ 最低基準点の設定  
評価項目の総配点に評価者の人数を乗じた点数を満点とし、その6割を最低基準点とします。最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、令和6年6月13日（木）以降、周南市公式ホームページで公表します。

**【選定結果の公表事項】**

ア 選定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。

また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。

なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめ御了承ください。

8 評価基準及び配点

別添の「周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務プロポーザル評価基準」のとおり

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和6年4月16日(火)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和6年4月17日(水)から 令和6年4月23日(火)まで
③ 企画提案書等に関する質疑受付	令和6年4月17日(水)から 令和6年5月8日(水)まで
④ 実施要領等に関する質疑回答	令和6年4月25日(木)
⑤ 参加表明書等の提出期限	令和6年5月8日(水)
⑥ 参加資格確認及びヒアリング実施 対象者選定結果の通知	令和6年5月10日(金)
⑦ 企画提案書等に関する質疑回答	令和6年5月10日(金)
⑧ 企画提案書等の受付期間	令和6年5月13日(月)から 令和6年5月24日(金)まで
⑨ 企画提案書の評価及びヒアリング の実施	令和6年5月30日(木)予定
⑩ 選定結果の通知	令和6年6月3日(月)予定
⑪ 業務委託契約の締結	令和6年6月10日(月)予定
⑫ 選定結果等の公表	令和6年6月13日(木)予定

## 10 契約（受託候補者選定後）

### (1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### (2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。

なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

## 11 留意事項

### (1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、

速やかに書面（様式 10）により届け出てください。

- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとし、

また、公文書開示請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に基づき開示することがあります。

- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとし、
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

## 12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地  
担当部署 周南市教育委員会教育政策課 担当 野村・重岡  
電話番号 0834-22-8533  
FAX 番号 0834-22-8534  
E-mail ed-seisaku@city.shunan.lg.jp